

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社ヤマダデンキ
住所	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 4 年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	電気機械器具小売業 (中古品を除く) (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号: 5931)
事業概要	家電量販店

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和4 年度	令和5~令和7年度 (平均値)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和5~令和7年度 (平均値)
温室効果ガス 実排出量(*5)	3,519 t-CO ₂	3,413 t-CO ₂	3,585 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		3.0 %	-1.9 %	%	%	%
温室効果ガス みなし排出量(*6)		3,413 t-CO ₂	3,585 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		3.0 %	-1.9 %	%	%	%
実績に対する 自己評価	すべての事業活動を通じて環境影響の把握を進め、事業活動を通じて発生する環境負荷の低減に向けた省エネルギー活動を推進していく。					

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素（エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$)

事業分類	基準年度の 実績 a	計画期間の 目標 b	計画期間の実績 b			
	令和4 年度	令和5～令和7年度 (平均値)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和5～令和7年度 (平均値)
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
原単位の指標及び 実績に対する 自己評価						

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

エネルギーの可視化システムを用いた、各種方策の立案、検証
空調の自動制御、照明のLED化の検討、照明の点灯率、時間の抑制

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

4 その他の取組の実施状況

産業廃棄物処分量の低減のために店舗で発生する廃棄物に対し分別を徹底する。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。